

日本の食文化海外普及人材育成事業

(日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領 令和元年11月1日一部改正)

特例措置前

○日本食及び食文化の海外普及を目的に、日本の調理師学校を卒業した外国人留学生が、日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学ぶことが可能(最長5年)

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の五

日本料理海外普及人材育成事業実施要領

ニーズ

○クールジャパンの議論において、日本料理以外の分野でも教える技術が高い日本で、働きながら学びたいとの意見あり

特例措置

○受入機関として「日本料理専門店等」に加え、「日本料理以外の飲食店」・「製菓・製パン小売店」・「ホテル・旅館」等も対象に

○対象となる外国人留学生として、日本の「調理の専門学校卒業生」に加え、「製菓の専門学校卒業生」等も対象に

○実習期間は、調理師・製菓衛生師の資格を取得している場合は最長5年、取得していない場合は最長3年

効果

○日本料理以外の料理や製菓も含め、日本の食及び食文化の海外普及の更なる促進へ